

令和6年度 事業計画

我が国においては、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へと緩和されて、経済活動の回復や雇用状況の改善などにより個人消費が活発となり、景気が緩やかに回復傾向にあると報告されています。

一方、日本の総人口は、1億2,443万9千人で前年同期と比べ64万3千人（総務省統計局令和5年8月1日現在）の減少となり、その内65歳以上の人口は3,622万8千人で2万8千人の減少となりましたが、75歳以上の人口は73万7千人増の1,997万人となり高齢化が進んでいます。また、15歳～64歳の生産年齢人口は減少していますが、労働力人口は、ほぼ横ばいに推移しており、この要因は、高齢者や女性の労働への参加によるものと報告されています。

このような中、高齢者雇用安定法の改正で定年年齢が引き上げられたことにより、全国のシルバー人材センターでは、その基盤である会員数の伸び悩み、入会会員年齢の高齢化が課題となっています。これらに対応するため当センターでは、会員が希望する仕事や高齢会員の就業場所の開拓・確保に努め、就業を通じて、生きがいを持ちその能力を地域社会に活かすことのできる場の提供に努めてまいります。

このような状況を踏まえ、令和6年度の当センターの事業では、既存事業の確保並びに新規就業先の開拓、労働者派遣事業の推進等、事業の拡大をはじめ、会員の就業に繋がる各種講習会等に参加し、技能・技術の向上並びに安全就業の徹底を図ってまいります。

また、四條畷市広報誌、広告媒体やホームページを活用し、センターの情報等の啓発活動を行うとともに、新たな取組として、デジタル機器（パソコンやスマートフォン等）を活用し、センターの業務や情報伝達等の効率化を図る会員向けクラウドサービスの導入、会員登録向けのデジタル対応化に向けた検討などを進め、センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」を合い言葉に、会員、役職員が一丸となり積極的な事業展開と事業のより一層の充実を図りながら、引き続きSDGs（エスディーエーゼス 持続可能な開発目標）の推進に取り組み、次に掲げる公益目的事業の推進に努めてまいります。

1. 就業機会提供事業

就業を希望する会員に対し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業の機会を提供する。

- ① 除草作業、清掃作業、庭木の剪定、襖・障子等の張替作業、施設管理業務など既存業務の実施及び拡充
- ② 草刈作業の効率化を図るための機械化推進についての調査検討
- ③ 新規就業先の開拓
- ④ 新規事業の調査検討

2. 就業機会確保事業

(1) 普及啓発事業

ホームページや就業等を通じて社会参加を希望する高齢者及び地域社会に対しセンター事業の周知を図る。

① 新規会員の入会促進

- * 四條畷市広報誌への折込チラシの実施
- * 既存会員による紹介キャンペーンの実施
- * 会員募集のチラシ配布
- * 女性登録会員の拡大
- * 出張入会説明会の実施

② 広報「四條畷L I F E」による啓発

③ 「たわら通信」による啓発

④ 市役所窓口封筒への広告掲載

⑤ 普及啓発物の配布

⑥ 普及啓発月間の活動強化

- * 「シルバーの日」の駅前清掃ボランティア活動を通じセンター事業の啓発を図る。

⑦ ホームページの活用強化

(2) 研修・講習会事業

① 会員の技術や知識が必要とされる職種について、就業できる会員の養成・技能向上を目的とした研修、講習会を実施し、就業機会や就業会員の拡大を図る。

ア 各種技能講習会の開催及び参加

- * 大阪府シルバー人材センター協議会、河北地区ブロック等の開催に参加

イ 就業会員のフォローアップ研修に参加

ウ 安全講習会の開催

② 職員向けの研修・講習会への参加

大阪府シルバー人材センター協議会や四條畷市等が開催する研修会への参加

(3) 剪定木再生利用事業（チップ事業）

剪定木を粉碎、堆肥化し土壌改良材として再生利用する。

土壌改良材（チップ）の頒布

(4) シルバーふれあい農園事業

四條畷市域においては、農業従事者の減少、高齢化に伴い耕作放棄地等が増加傾向にあることから、そうした農地などを借り受け、農作業に興味のある高齢者を募り、野菜等の栽培、販売を行い農地の保全に努める。

① 野菜の栽培、販売

② 借り受けた農地の保全

3. 安全衛生・適正推進事業

会員の就業中での安全に対する意識の徹底、就業途上での交通事故及びの防止を含めた安全に関する講習会等に取り組む。

- ① 安全衛生管理意識の啓発
- ② 安全就業基準の周知徹底
- ③ 適正就業の推進
- ④ 作業現場パトロールの強化
- ⑤ 事故原因の検証と対策の徹底
- ⑥ 交通安全講習会の実施

4. 職業紹介事業

公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う職業紹介事業の実施事業所として、臨時的かつ短期的、その他軽易な業務にかかる雇用による就業を希望する高齢者を企業等へ紹介する。

5. 労働者派遣事業

公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う労働者派遣事業の派遣事業所として、臨時的かつ短期的な雇用による就業、又はその他軽易な業務に係る就業の推進に努める。

6. 訪問介護事業

介護保険法に基づく訪問介護事業として、サービスの提供を行うとともに、ヘルパー資格を持つ会員の拡充に努める。

7. 第一号訪問事業

介護予防・日常生活支援総合事業による第一号訪問事業として、サービスの提供を行うとともに、従事資格会員の拡充に努める。